株式会社千葉データセンター定款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社千葉データセンターと称する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．　電子計算機、通信機、事務機器、売上会計システム及びソフトウェアーの開発、設計、作成、機器への入出力及び保守業務の請負並びにこれに関する製品の売買及び輸出入。

２．　電子計算機、通信機、事務機器の運転及び保守の請負。

３．　研修会、講演会、交流会、展覧会その他各種催事の企画、設営、運営、指導及びこれに関する業務の請負。

４．　磁気、光学記録媒体によるソフトウェアーの企画、制作及び販売。

５．　前各号に関する市場調査、文書作成、通訳、翻訳、一般事務の請負及び業務改善等に関するコンサルティング業務。

６．　前各号に付帯関連する一切の事業。

（所在地）

第３条　　当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（公告方法）

第５条　　当会社の公告は、官報に掲載して行なう。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

（株券の発行）

第７条　　当会社は、株式に係る株券を発行する。

（株券の種類）

第８条　　当会社の株式は、すべて記名式とし、株券の種類は、100株券のみとする。ただし、100株未満の株式については株数に応じ単一株券を発行することができる。

（株式の譲渡制限）

第９条　　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

（株式の名義書換手続）

第10条　　当会社の名義書換、株券の再発行その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会においてこれを定める。

第３章　株主総会

（招　集）

第11条　　定時株主総会は毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（株主総会の基準日）

第12条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（２）本定款のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（招集権者および議長）

第13条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

（２）取締役社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の出席取締役がこれに当る。

（決議の方法）

第14条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

（議事録）

第15条　　株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名を行なう。

第４章　取締役及び取締役会

（員　数）

第16条　　当会社の取締役は、１２名以内とする。

（選任方法）

第17条　　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、累積投票によらない。

（任　期）

第18条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（役付及び代表取締役）

第19条　　取締役会は、その決議により取締役社長１名を置く。なお、必要あるときは取締役会決議により専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（２）取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

（３）取締役社長は取締役会の決議に基づき業務の執行を統轄し、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、取締役社長差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によりその職務を代行する。

（取締役会の招集者および議長）

第20条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（２）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第21条　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。

（２）前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

（取締役会の議事録）

第22条　　取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

（取締役会規程）

第23条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第24条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第５章　監　査　役

（員　数）

第25条　　当会社の監査役は２名以内とする。

（選任方法）

第26条　　監査役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

（任　期）

第27条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の監査の範囲）

第28条　　当会社の監査役は、取締役の職務の執行を監督する。

（報酬等）

第29条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　計　算

（事業年度）

第30条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第31条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（２）当会社は、取締役会の決議により、毎年９月３０日を基準日として中間配当を行なうことができる。

（配当金の除斥期間）

第32条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してなお受領されないときは当会社はその支払の義務を免れる。

平成１８年　６月３０日　改正

令和　８年　６月　３日　改正